



つくばみらい市下水道審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 8 号

つくばみらい市下水道審議会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市下水道審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」の次に「、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業」を加える。

第2条第1号中「下水道事業受益者負担金」の次に「及び分担金」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例の廃止）
- 2 つくばみらい市農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第161号）は、廃止する。